

兵庫県立高等特別支援学校いじめ防止基本方針

1 本校の方針

本校は「意欲・根気・自立」を校訓とし、個性・能力を最大限に伸ばして就労をめざし、社会自立する人間の育成を目標としている。全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、全職員で全生徒を見守り、いじめを許さない学校づくりに取り組んでいる。

これをさらに推進するため、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組む。また、いじめを認知した場合に適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

平成29年3月に「兵庫県いじめ防止基本方針」が改定されたことにより、いじめに関する扱いが大きく変化した。どのような軽微な内容で1回限りの内容であっても、個人がいじめられたと感じ、それが心の負担と感じてしまえば必ずいじめとして認識し、学校としてより実効性のある対応を求められることとなった。ここで大切に考えることは、生徒や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向き合うことを後回しにしないことである。被害生徒とその保護者の安心、安全を第一に考えられるよう留意する。

合わせて今回の改定で、いじめの認知件数が大きく増えることになるであろうことが予測される。認知した回数分、組織的に対応し、教育力を高めたという評価につなげることに留意する。

2 基本的考え方

本校は、軽度知的障害生徒の就労をめざし、県下全域を校区とする高等部のみの特別支援学校として、阪神養護学校尼崎分校を経て平成8年に上野ヶ原養護学校隣接地内に設置された。遠方の生徒のために48人定員の寄宿舎を持つ。県下全域が校区のため生徒の居住地域とのつながりは希薄で、また三田市出身の生徒も相対的に少ないため、支援部の教育相談や三田市内の高等学校や地元小学校との交流等に地元三田市とのつながりが限定されている。

特別支援学校中学部出身の生徒は非常に少なく、大半が中学校の特別支援学級出身者で通常学級出身者もいる。このため、生徒の多くが中学時代にいじめを受けた経験を持ち、いじめられる辛さはよく知っている。しかし本校入学後、今まで経験しなかった優位な立場に立とうとする生徒もいて、特に1学年ではその傾向を持つ生徒の問題行動が発生している。しかし、就労を目指して入学した本校生は概ね素直で真面目である。

入学後の4月には、お互いを尊重し協力する心の育成、規律ある生活態度の育成、達成感と自信の育成を目的として、2泊3日の宿泊訓練を実施し、中高連絡会では生徒の実態把握に努めている。

また、就労するための社会性の育成として、学校生活全般のあらゆる場面で適切な言葉遣い、態度、規律正しい行動を指導している。障害特性は個々によって異なるため、

特性に応じた生徒指導に取り組んでいる。

今後も、自他の個性を尊重し助け合う心を育てる教育を推進し、いじめを許さない学校作りをするため、以下の指導体制を構築し取り組んでいく。

3 いじめ防止等の指導体制、組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、支援部及び保健安全部と心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される教育相談体制、そして生徒指導体制などの校内組織及び外部関係機関との連携を図る。

別紙1 校内指導体制・関係機関

また、いじめは教職員や保護者が気づきにくいところで発生し、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見に役立つチェックリストを活用する。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行う。また包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための具体的な取り組み、早期発見のあり方、いじめ対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修の充実など、年間の計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合、いじめの事実確認、情報の収集と記録・整理、情報の共有、迅速にいじめ解決に向けた組織的対応を別に定める。いじめの解消に関しては1つのいじめの解決後3か月間、いじめが起これなければ解消したと考える。

別紙4 組織的対応

(4) 教職員のいじめ対応能力の向上

全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知する。また拡大学年会議や生徒情報交換会の充実も含め校内研修の充実を図る。

(5) ネットいじめへの対応の充実

情報科教員協力のもと、情報の授業における情報モラル教育の充実を図る。また携帯電話持参のきまりの徹底と LINE グループでのトラブル増加に関する注意喚起を保護者に向けて行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた生徒の状況で判断する。本校の場合、身体に重大な被害を受けた場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長がその後の対応を判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、上記の対応に準じる。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の早期解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し事態の解決に向けて対応する。

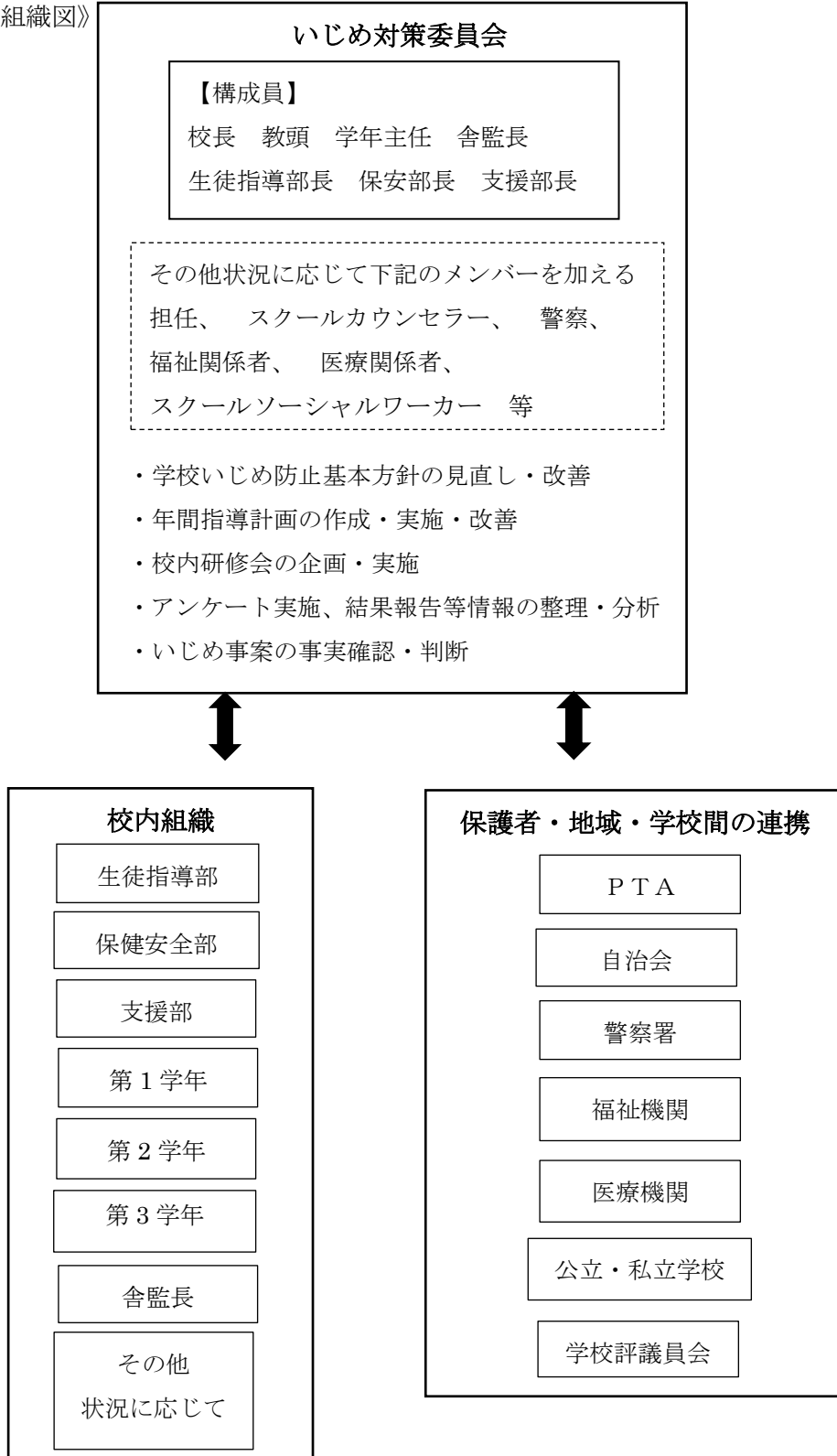
5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会や P T A 総会をはじめ、学年懇談会、個人懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直す際、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

《組織図》



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつもだれかの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかすグループがある
- 授業中、教職員にみえないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人であることが多い
- 班編製の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

◎昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除している

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対策委員会 ※1	職員研修(1年生の特性)※3	
	職員会議 ※2		1年中高連絡会 ※9
5月		1年宿泊訓練 ※4	学級懇談・学年懇談 ※5
		生徒・保護者の理解に基づく研修 ※17	個人懇談
		1年個人検討会 ※6	心と体の健康調査 ※7
6月			いじめアンケート ※8
			2年拡大学年会議 ※10
7月			3年拡大学年会議 ※10
		SNSに関する生徒、保護者向け講習 ※15	個人懇談
8月			
		生徒理解に基づく研修会 ※16	
9月			心と体の健康調査 ※7
		↑ 体育大会練 ↓	
10月			心の教育相談 ※1
11月			4
12月			個人懇談
		↑ 生徒情報交換会 ※11	
1月		文化祭練習	心と体の健康調査 ※7
2月			
			いじめアンケート ※8
3月	いじめ対策委員会 ※12		個人懇談

職員会議等

- ※ 1 指導方針・年間計画作成
- ※ 2 指導方針・年間計画の共通理解
- ※12 1年間の反省と次年度の方針・計画案作成

未然防止に向けた取り組み

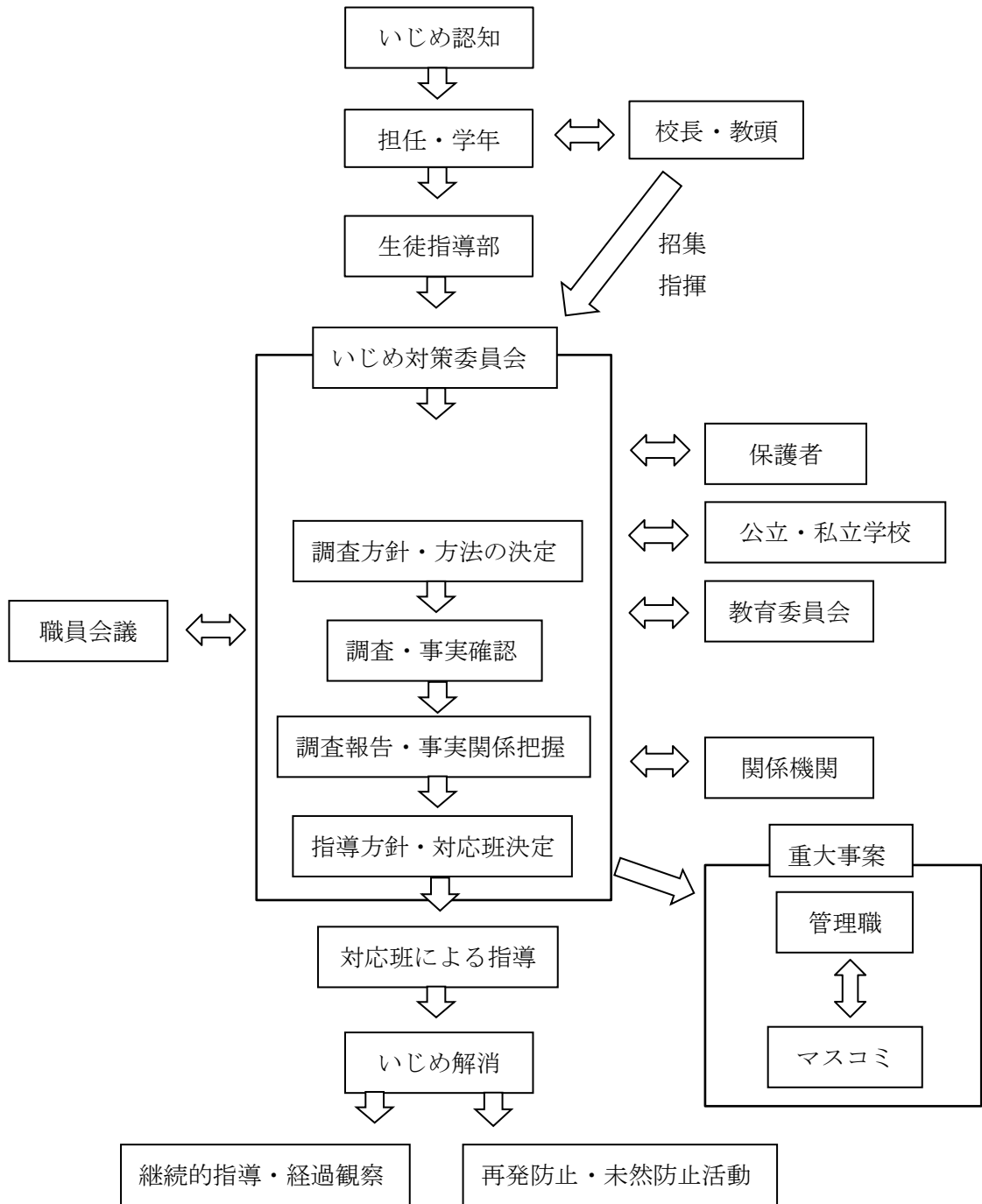
- ※ 3 生育歴と引継事項の共通理解
- ※ 4 お互いを尊重し協力する心の育成
- ※ 6 1年生の障害特性を共通理解
- ※13 朝礼前・昼食時・下校時の見守りと指導
- ※15 外部講師による携帯・マナーに関する講習
- ※16 カウンセリングに関する職員向け研修

早期発見に向けた取り組み

- ※ 5 学級・学年の様子を保護者と共有
- ※ 7 心と体の様子をアンケート調査し共有
- ※ 8 いじめアンケートを実施し共有
アンケートは無記名式
- ※ 9 出身中学との連携を図る
- ※10 生徒の情報を共有する
- ※11 全校生徒の情報を共有
- ※14 スクールカウンセラーによるカウンセリング

毎日の連絡帳により担任と生徒・保護者の意思疎通を図る。

毎月、定例で生徒指導部・支援部で生徒情報交換会を開き、その中でいじめに関わりそうな内容など、生徒情報の周知と共有を図る。



- ◎ 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、調査・事実確認をする。
- ◎ いじめを発見したら即座に被害・加害の双方から事実確認をし、周辺の生徒からも確認する。
- ◎ 事実確認は複数人数で必要に応じて複数回行う。